鑑賞される童について(遺稿)

第一節 童に彩られる六条院(省略)

第二節 鑑賞される童の変遷

(省略)

第三節 鑑賞される童の変遷――史料において――

女を指している場合も拾ってみることにする。囲を広げて、「童」と記録に記されている場合は、それが良家の子いっても、召使童について記される史料は少ない。そこで、やや範いっても、史料にあらわれた童たちを年代順に追ってみる。とは

ることということになろうか。

の史料の初見は、『続日本後紀』第三、承和元年(八三四)の記事で童舞は、物語に描かれることも多いが、加藤理氏によれば、童舞このうち、なるべく時代を逆上れるものから見ていく。 『古事類苑』索引の「ワラハ」の項を参照すると、「童装束・童女

八月辛巳。上為太上天皇及皇太后。置酒於冷然院。上自奉玉巵。ある。これは同時に童殿上の記事の初見でもある。

小 山 香 織

に限られることになる。ここで彼らに求められたのは、一門を広げうことになる。また、その目的からすると、この舞童は良家の子女の目的は彼らを鑑賞することではなく、政治的なものであったといいことになる。また、その目的からすると、政治的なものであったといいとといれば、九世紀半ばのこの時代には、童に舞を舞わせても、そだとすれば、九世紀半ばのこの時代には、童に舞を舞わせても、そがとすれば、この童は嵯峨源氏一族の弟子であったらしいこと、その目的なる。また、その目的からすると、この舞童は良家の子女の目的は彼らを鑑賞することでなる。「新訂増補国史大系」による)

172

童相撲は、文学作品にはあまりあらわれることがないようだが、童相撲は、文学作品にはあまりあらわれることがないようだが、産相撲は、文学作品にはあまりあらわれることがないようだが、

ておく。「弘仁十二年(八一一)正月卅日」との奥書を持ち、右大臣ここで、「皆如相撲節儀」とある、相撲節会について少し確認し

藤原冬嗣が中心となって編集した『内裏式』中の、「七月七日相撲 の条には次のようにある。

四尺以下小童。 即立合等各立幕北頭。〔差西進也。 前一日於内裏量長短。或有過四尺者。当日不更 右同亦相対。〕先出占手。 匍

右互奏舞。〕此日相撲人惣廿番。〔近衛兵衛合廿(十イ)七人。 手勝則奏乱声。〔不奏舞。〕最手勝則奏乱声及舞。〔自斯之後左 令相撲以為負。] 奏名者各坐幕南前。 奏籌者各二人坐其後。占

松見氏は、この一番に相撲をとる占手が童であること、また二番 白丁二人。童一人。〕(『群書類従』による)

という童の髪形をあらわすことばで呼ばれることに注目され、「(占 手、三番手をとる相撲人も、実際は成人であるが、「垂髪」「総角

手は)一種の呪術性を持った存在と考えられ、さらにそれらの相撲

ができよう」とされている。ここで「幼帝清和」というのは、 で幼帝清和との相乗効果を期待した神事性の濃厚な儀礼と見ること 人すべてが童に置き換わった童相撲は、カリスマ性の顕示という点

撲が貞観三年から六年にかけて毎年行われながら、貞観六年元日の 清和天皇元服以来、ふっつりと途絶え、醍醐朝まで見られなくなっ ているからである。なお、童相撲が行われるのは、その後も当帝か

皇太子が元服前の期間にほぼ限られるという。 松見氏の説を補強するものとしてここでいささかつけ加えたいの

あったときはそれをもって負けとするとある。中村氏がいわれるよ 記事には、占手には身長四尺以下の童が選ばれ、もしも四尺以上で となっていたとされる中村義雄氏の指摘である。先の『内裏式』の 見られる)などでみる限り、「四尺五寸」という身長が元服の目安 が、『三代実録』『新儀式』(応和三年(九六三)以後まもなく成立と

> ば、占手にはまさに、子どもであることが要求されているのである。 うに、この時代、成人と子どもの区別が身長でなされたとするなら

で括られた 「子どもであること」。松見氏は、それを、「呪術性」ということば

神とともにある子ども、神の化身としての子どもの姿の分析によっ 訪問させたりする習俗である。歴史学の分野では、絵巻に描かれた、 やはり幼児や子どもを幸福をもたらす神に見立て、正月に各家庭を 各地に残る、祭礼において幼児を神に見立てて稚児役に仕立てたり、 てきた。このことを論じる際に多く引き合いに出されるのは、 われる子ども観について、柳田国男以来、さまざまな言及がなされ 民俗学の見地からは、「七歳までは神のうち」という俗言にあら 日本

と彼岸(神の世)の境界にあるために、ともすれば神の世界に連れ から導き出されたものであろうとされている。乳幼児は此岸(現世)こうした子どもに神性を見る子ども観は、乳幼児の死亡率の高さ られている。この子どもの「神性」を「呪術性」と言い換えてもよて、子どもに神性を見る思想が中世期には確立していたことが論じ いだろう。 173

いう。 のように神の世界に属しているゆえに、 魂は、それだけ彼岸に馴染みやすいものと考えられていたのだ。こ また現世に生まれてくるように、と生臭物を添えるという。 よれば、青森地方では、夭折した子どもの棺に、 幼児は神性を帯びるのだと 仏に嫌われて早く

戻される、つまり死に至ると考えられていたらしい。

柳田の報告に

確に実証する史料はない。けれども、七歳以下の死者には通常の葬 平安期に 「七歳までは神のうち」の思想が確立していたことを明

礼を行ってはならない、というしきたりは既に成立していたらしい。 月四日から患い、十一日に必死の祈願も虚しく亡くなった。翌十二 『小右記』によると、永祚二年 (九九〇)、実資の「女小児」が七

召陳泰朝臣間可出児之事、七歳以下更不可厳重、 随有〕、為衣、又納手作褁、又納桶云々。 (中略) 以殼 日条には、次の記述がある。

れた。十三日の記述によると「八坂東方平山」に「置」かれたとい 陳泰とは陰陽師だという。女児の亡骸は袋に包まれ、桶に入れら

てよいだろう。 世界に属するという認識が、この時代既に存在していたことは認め なくとも死という神秘的な事柄に関して、子どもが大人とは違った 二十八日条には「今夜子時剋棄児於乙方東河原也」と記される。 の男子が生まれたが、二十七、八日に相次いで亡くなった。『権記 幼児に葬礼を行ってはならない理由はここには記されないが、少 寛弘五年(一〇〇八)九月二十五日から翌日にかけて行成に双子

占手

山崎の水無瀬の菊

つけつつ菊には短冊にて結ひつけたり。

う、詮子危篤に際してやはり童の頭を剃った記事、同二年七月十 からも、やはり当時から子どもに神性、呪術性が見られていたこと 原詮子)自夜中許危急悩給云々(中略)又於御前令剃童部頭」とい **童五十六人を出家させた記事、同年六月二十四日条「皇太后宮** 五十六人出家、剃頭之間」という村上天皇國忌にあたって、兼家が このほか、『小右記』永祚元年五月二十五日条の「今日 令授戒」という、実資女の死に際して童三人の頭を剃った記事 「申尅許少女児入滅、悲嘆流血、先是立種々大願、兼剃童三人 童 部

が伺える。

たのである。 だろう。それによって彼らは、幼い天皇、あるいは皇太子に奉仕し れたのは、子どもとしての「呪術性」であったということがいえる 話を戻せば、少なくともこの時代の童相撲において、童に求めら

いてみられることがある。『平安朝歌合大成一』「三〔仁和四年 〈八八八)―寛平三年(八九一)秋〕内裏菊合」である。 この、相撲節会唯一の相撲童を指す「占手」の用語が、

寛平御時の菊合の歌

させて持たせたり。今九本は洲浜をつくりて植ゑたり。その 洲浜のさまは思ひやるべし。おもしろきところどころの名を 左方。占手の菊は、殿上童小立君を女につくりて花に面かく

2一本と思ひしものを大沢の池の底にも誰か植ゑけむ 1うちつけに水無瀬は匂ひまされるはおり人からか花のつねかも 嵯峨の大沢の池 これよりは洲浜

中略

ろきところ一つなれど、合はするほどは割りていと片はなり。 も生ほすべき洲浜をいと大きにつくりて一つに植ゑたれば、持 占手の歌本文にあることどもなり。(下略 て出づるに所狭ければ、(中略)合はせはてたればいとおもし 右方。これも殿上童藤原の繁時阿波守弘蔭が息、 かくて菊ど

を占手として殿上童を立てていること」である、と述べられ、また 会の左右一番に立つ占手が小童の役であるのに等しく、 萩谷朴氏は、「構成内容」に、「殊に注目すべきことは、 洲浜の一番 相撲の節

る事実を物語る証跡として歌合史上頗る大きな意義を有している。 よ、明らかに相撲の技術的用語もしくは行事的要素をとり入れてい 用いていることは、それが相撲の最手に対する占手である以上、歌 合や物合自体が相撲をその直接起源としているものではないにもせ |史的評価||として、「前述した如く本菊合に「占手」という言葉を

とされている。

萩谷氏のいわれるとおり、「占手」が用語として転用されただけ

ちがたく結ばれていた証左だと考えられるからである。のちの歌合 登場する童が歌合にも呼び込まれるようになった、という可能性を のが相撲節会に影響を受けていたこと、そのために相撲節会に必ず に童が欠かせなくなっていく発端として、歌合あるいは物合そのも てよいであろう。当時の人々によって、「占手」と「童」とが分か ではなく、「童」という要素をも伴っていたということは、重く見

考えてみてもよいと思う。

尊の熊曾討伐などに見られるように、明かに呪術的な要素を持って させ」られていたというのは興味深い。女装とは、たとえば日本武 萩谷氏が「構成内容」で、「競技の焦点は完全に菊の洲浜にあった でも、この菊合において左方の殿上童が「女につくりて花に面かく めの趣向の一部に過ぎなかったとも考えられるからだ。しかしそれ ものと考えられ」ると述べておられ、殿上童は洲浜を引き立てるた いたと考えられるからだ。女装した童が、わざわざ菊で顔を隠して 合の場での童にも求められていたとするのは早急に過ぎるとは思う。 だからといって、相撲童に求められていたと思しい呪術性が、 歌

卷第五

う舞でも、童は面をつけずに顔を出して舞うのだ。それにこの菊合顔を見せた方がよいのではないか。たとえば、大人が面をつけて舞 ている。また、童が洲浜の添え物だったとするならば、彼はその洲ジカルな意味合いを持っていたのではないかという論考が提出され 童の服装について記される。甚だ恣意的ではあるが、以上をまとめはなされていない。これに対して、のちの歌合では、ことこまかに には、殿上童の装束に対する言及が、女装させたということ以上に 浜と同じく鑑賞されるべきものであっただろう。それならばいっそ

が新作された。 関わって、のちに「迦陵頻」とならんで童舞の双璧となる「胡蝶」 いる、過渡的な状態にあったといえようか。 さて、十世紀初めの延喜あるいは延長長年間に、 此曲(胡蝶)、延喜六年八月、 賤賞習云々。 一説ニハ、前栽合ニ山城守藤原忠房朝臣作」之。其後天下ノ貴 (日本思想大系『古代中世芸術論』所収 太上法皇童相撲御覧時、 やはり童相撲に 【教訓抄 所」造也

格を受け継ぎつつ、のちの歌合の鑑賞用としての童の性格も持って てみると、この九世紀末の菊合の殿上童には、相撲童の呪術的な性

著聞集』巻第十相撲強力第十五、三七一) 笛は忠房朝臣、舞は式部卿親王ぞ作たまひける。(大系 はて、舞を奏す。 延長六年閏七月六日、 (中略) 次新作の胡蝶楽を奏しけり。 中六条院にて童相撲の事ありけり。 其曲

舞が一般化していたことが伺える。 さらに『新儀式』によって、十世紀半ばには、上皇の算賀にお 教訓抄』に、「其後天下ノ貴賤賞習云々」とあり、 この頃には童

隠す」ことは、「人ならぬ存在に自分をかえる」という、やはりマ

いたことにも注意したい。時代は下るが、中世において「扇で顔を

175

て童舞が舞われることが定例化していたこともわかる。

天皇奉賀上皇御算事

、以親王公卿弁官若 前二箇月。定調楽所行事人。(中略) 近国受領有息子宛之。或童親王別有勅舞 并可献舞童人々。

王公卿等参上着座。〔献舞童王卿雖非昇殿者預此座。〕次賜酒肴。 (中略)此間大臣依召参上着座。次皇太子参上。次殿上親

次発音声。舞童進矣。御厨子所供御肴。舞訖。舞童給禄有差。

在舞童之中。舞了即召殿上。或其師別給禄。又或納言已上子有 召侯殿上。又楽所行事楽人等給禄。〕(後略)(『新儀式』第四臨 〔納言已上子。綾紫色小褂。 参議已下子。絹紫色子褂。親王若

西階。

料、文学作品は多い。子どものこれから育っていくという生命力に 上皇だけではなく、一般の算賀でも童舞が舞われたことを記す史

時上、『群書類従』による

れる。 よって、被算賀者のより長い命を寿ぐという目的があったかと思わ 同じ十世紀半ばの村上朝には、法会における供花を、菩薩の舞人 迦陵頻の舞童が行うことが通例となっていたらしい。

舞台一草塾、次吹道行之間菩薩行還立云々菩薩十人取花供大虵等各両行舞台之上供仏前、還時先鳥童退着 長秋卿譜云、先吹調子、吹十天楽之間、鳥舞童六人取花瓶置

陵頻ではなく、 とが伺える。『源氏物語』 のがわかる。この頃にはいよいよ童舞が宮廷行事に浸透しているこ 長秋卿」とは源博雅のことであり、よって村上朝のことである 胡蝶と迦陵頻に置き換えられ、童だけになっている 胡蝶巻では、供花を行うのが、菩薩と迦

のも興味深い。

十世紀後半円融朝には、 今日召童女御覧、 村上御時以往無此事、 五節の童女御覧が始まる。 円融院御時初有此事、

(『権記』長保元年十一月二十四日条

其後自為也

かには見つけられないが、たとえば 『内裏式』 中、「十一月新嘗会式」 童女御覧の創始が円融朝であることを確認できる史料は、 このほ

の項には、童女御覧に関する記述が見えない。

座定奏大歌舞五節。〔或於殿上舞不搆舞台。〕其五節妓一行下自

乗両面敷上南行昇台。導引姫四人以上両行在前

非参議三位以上。及在西堂小斎五位以上先避座下階立 階下東西分座。 〔掃部寮預設草塾於階東西頭。〕舞訖小斎参議及

た童を豪華な衣装とともに差し出すことが、彼女らを用意した家の 童女御覧とは、まさに童を鑑賞する行事であり、より容姿の整

176

誉れであっただろう。ここにはっきりと、童のステータスシンボル

化がみてとれる。 『小右記』寛和元年(九八五)二月二十三日条には、次のような記

述が見える。 着綾羅云々、 **伝聞、昨日僧正寛朝参観音院乗唐車、** 天下之人尤所驚奇、 前駆法師童其数々多、

皆

豪華な衣装を着せられた「童」が、「天下之人」の耳目を驚かせ

ているのだ。

める随身を、 月九日辞大将、以童六人、為随身」とある。普通は成人男性がつと 『公卿補任』長徳二年 童がつとめたというのだ。長徳二年といえば、 (九九六) 条の左大臣道長の尻付には、「八

伊周らの左遷があった年である。名実ともに最高権力者となった道

うな記述がみえる。また、『小右記』長和二年(□○□三)四月十九日条には、次のよ長が、あえて「童」を随身としたのだということになる。

数、可禁着織物、童装束不可着二襲頭弁朝経来伝勅、禊前駆并祭諸使従者廿人・童六人、不可過此

勅に逆らってでも、童を飾りたて、自身の財力を誇示したがってい例年、(中略) 不恥天地歟」とあり、禁制はまるで守られなかった。目立っていたのであろう。だが、同二十四日条に「過差之甚、万倍わざわざ禁じられるということは、それだけ童の装束の豪華さが

雅がいる。どうやら、童を大勢連れていればいるほど、その人物のみると、童を十人連れていた人物として、左少将忠経、東宮権亮道ところで、同日条に「過差人々」として列挙されているところを

る貴族たちの姿が見てとれる。

童には、同じ身長であることが求められたことがわかる。「天徳内は「童随身おなじせいだけなり」との注を施している。こうした供源氏の童随身について「丈姿ととのひ」とあり、この条に『孟津抄』丈等しく、かたちあるを選びて」とある。『源氏物語』澪標巻にも、丈等しく、かたちあるを選びて」とある。『源氏物語』澪標巻にも、地位を誇示することになったらしい。

であったといえるだろう。

見やすい論理である。 にくいものほど、ステータスシンボルとしての価値があることは、

せていった、という流れが見られるのではないだろうか。させられ始めた。そのうちに、『内裏式』の時代から見られた身長させられ始めた。そのうちに、『内裏式』の時代から見られた身長のこだわりから、童の価値が上昇した。その結果、童は本来求めへのこだわりから、童の価値が上昇した。その結果、童は本来求められていた性格を捨象され、ステータスシンボル的な側面を際立たもと童たちは、その神性、生命力を期待されたり、未来の一

る童をステータスシンボルとして描くことは、時代に見合ったもの保証するものだったからなのだ。そして、『源氏物語』が鑑賞され源氏の庇護下にある女性として最低限保たなければならない地位を鬘が童を揃えなければならなかったのは、すぐれた童を持つことが、源氏の庇護下にある女性として最低限保たなければならない地位を一節でみた六条院の鑑賞される童たちは、ステータスシンボルと一節でみた六条院の鑑賞される童たちは、ステータスシンボルと

177

注⑴ 加藤理氏『「ちご」と「わらは」の生活史』(慶応通信、一九九四年)

『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』別冊四号 一九九六年三月② 松見正一氏「平安宮廷行事における「童」―童相撲と童舞をめぐって」

目白』平成八年二月)。だがここで、問題にしているのは、『内裏式』でないか、とする意見を提出されている(『源氏物語の「思春期」』『国文化実録』にあり、後代に至っては、元服に身長の制限はなかったのではなお、これに関して、田邊玲子氏が「四尺五寸」という数字の由来は『三3)中村義雄氏『王朝の風俗と文学』塙選書 一九九一年

数の大人を揃えることより数段困難なことであったろう。手に入れ整った童を常時複数、それもなるべく大勢揃えておくのは、同じ人

てかたほならず」とあるのも、同じことであろう。童舞においても、裏歌合」に、「童四人、(中略)丈のほど、髪の長さ、よくととのひ

緒に舞う童は、同じ身長であることが要求される。

ここで、子どもは成長が早いため、同じ身長で、しかも容姿の

あるので、田邊氏の説とは抵触しないと考える。 池田昭氏の「柳田学にみる子ども観」(『民族に観る子どもの諸相

近

大藤ゆき氏『児やらひ』(岩崎美術社、一九六八年)など

代文芸社、一九九三年)にまとめられている。

- (6) 黒田日出男氏の『姿としぐさの中世史』(平凡社、一九八六年)、 『絵
- 子どもの登場』(河出書房新社、一九八九年)など。

注①前掲書、一九五頁

- 容頗美、勝二人」とあり、中世にいたっては、童相撲の目的も、 『中右記』寛治六年八月十三日条には「相撲童三人、此中太郎丸、 童の鑑 形
- 萩谷朴氏『平安朝歌合大成 一』同朋舎 一九五七年 『平安時代史事典』「占手」の項(角田文衛氏執筆)には「相撲節会に

(14)

賞へと傾いていることがうかがえる。

- 現在の関脇の意味に近い。転じて歌合の際、最初の組み合わせをいう。」 手等の前に取組をする童。また相撲で最手に次ぐ者、即ち最手脇をいい おいて二〇番、一七番の取組がある場合、一番に、即ち垂髪・総角・最
- 前者の意味で使われていると思われる。よって、後者の意味をあらわす 「最手に対する占手」」という言い方は当たらないと考える

注9前掲書、「二〇 延喜十三年(九一三)三月十三日亭子院歌合.

があることがわかる。当歌合では、一番の歌が「占手」といわれており、 とある。占手には、「一番に相撲をとる童」と「最手脇」の二つの意味

- 男子のようだ。 結ひ絲鞋はきて舁けり」とある。洲浜を運んだ童は角髪であることから、 に萌黄の綾の表袴」「右の洲浜は牛時に奉る。おほきなる童四人、角髪 では、「左は歌読員さしの童れいの赤色に薄蘇芳綾の表袴、 右には青色
- そして、後の歌合の規範となり、『源氏物語』絵合巻の準拠とされる 童をなむ歌いだすひとには左三人右三人したりける」とある。 延喜廿一 年 (九二一) [五月] 京極御息所褒子歌合」では、「女

- とのひてかたほならず」「童、 ど、見えねば、かひなし」などとあり、彼らは明らかに鑑賞されるとい 浜を舁きてまゐる。装束は、青色に柳襲、丈のほど、髪の長さ、よくと 浜を昇くのはすべて女童であった。また、たとえば、「また童四人、洲 Б. Б. 天徳四年(九六〇)三月卅日内裏歌合」では、打敷を取り、 (中略) 装束、 赤色に桜襲なるべし。され
- 十二月 立石和弘氏「「女にて見奉らまほし」考」『国学院雑誌』一九九一年

う役割を持っている。

- (13)一九八六年 網野義彦氏 「扇の骨の間から見ること」『異形の王権』 平凡社
- 七、二四二 納蘇利を仕まつり給けり」(大系『古今著聞集』巻第六管絃歌舞第 納蘇利 別装束舞 たとえば納蘇利。「小野宮右大臣童にておはしけるが、 有面二様 〔群青色 緑青色〕」(日本思想大系 古

天冠をして、

- 子どもは面をつけず、 代中世芸術論』所収 天冠だけをつけて舞ったことがわかる。 『教訓抄』巻第五
- (15)
- (17)(16)小野功竜氏「伝供少考」『龍谷史壇』一九六九年十二月所引
- 付記 うべき一九九七年度卒論ゼミ中間報告最終日の部分である。小山さんは 目白』過年度号に掲載させて頂いたので、これはその草稿の一部とも言 山さんの遺稿掲載もその一つである。卒業論文の要の部分は既に『国文 この度は研究室の御好意に甘えて、何かと我侭を通させて頂 東大大学院の博士課程まで進み、 研究者の道を歩きながら都立

女には、要求度の高い昨今の教員生活は辛かったであろうに、それを側

高校の専任教員となって仆れた。

て痛感する毎日である。「未熟な若書きを」と顔をしかめる小山さんを 今更ながら少壮研究者としての彼女に周囲の期待の高かったことを改め しつつせめてもの弔表としたい。 想像しながらあえて掲載をお願いした次第である。研究室の御配慮に謝 面から精神的に支えきれなかった自分の無知無能が悔やまれると共に、

二〇〇九・一一後藤記

古代研究 国文論藻 国文論叢

受 贈 雑 誌

쥞

早稲田古代研究会 京都女子大学国文学会

神戸大学文学部国語国文学会

大阪大学国語国文学会

日本大学国文学会

語文 語文

駒沢大学文学部国文学研究室 鳴門教育大学国語教育学会 九州大学国語国文学会

佐賀大学教育学部国語国文学会

相模女子大国文研究会

滋賀大国文会

実践国文学会

慶應義塾大学附属研究所斯道文

斯道文庫論集 実践国文学 滋賀大国文 相模国文 佐賀大国文 駒沢国文 語文と教育 語文研究

十文字国文

文学会 十文字学園女子短期大学国語国

城西国際大学日本研究センター 城西国際大学日本研究センター

上智大学文学部国文学科

紀要

上智大学国文学論集 上智大学国文学科紀要

上智大学国文学会